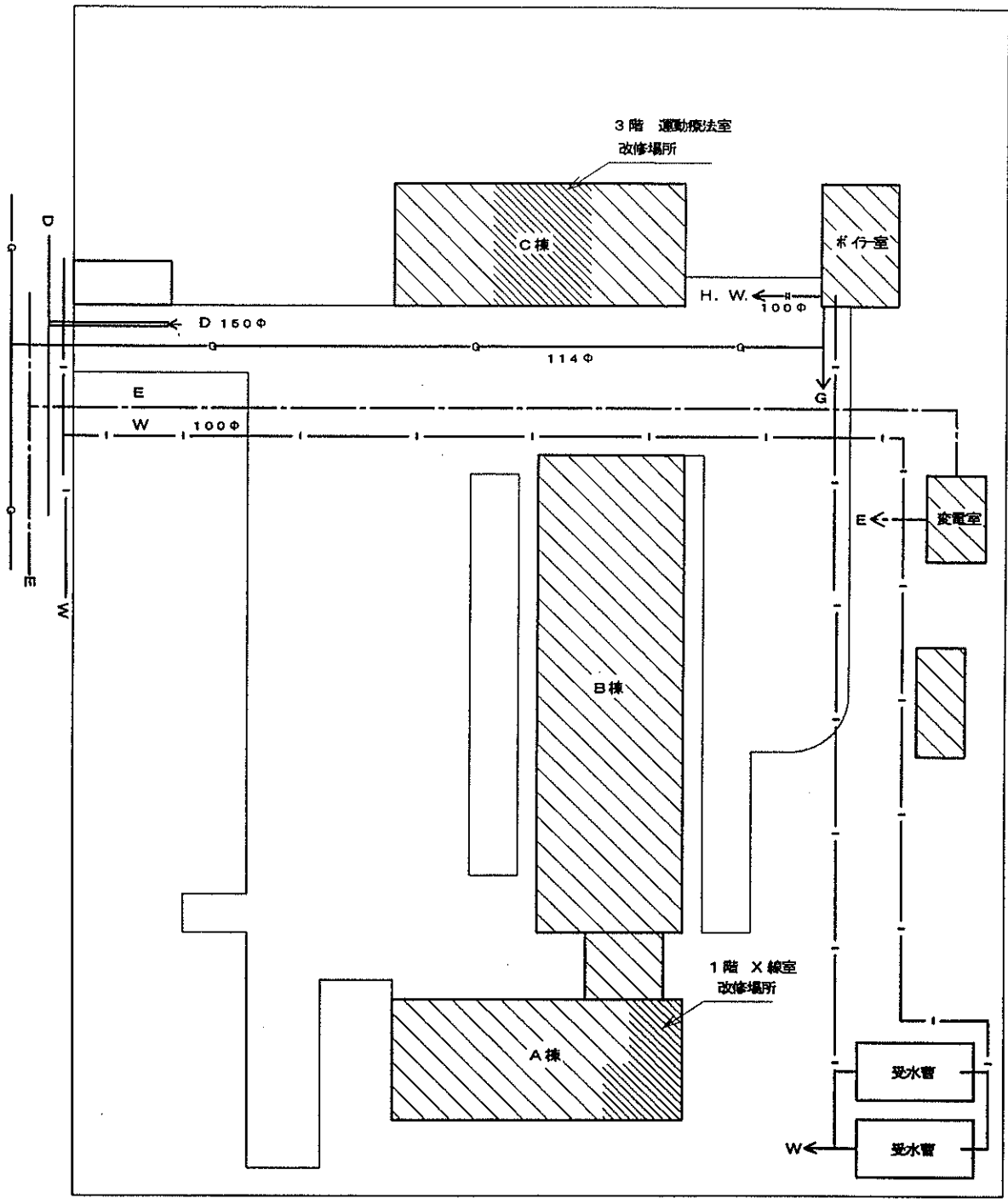


### 3-2-3 機材配備図

各計画対象施設の主な機材の配置計画は以下の通り。



凡例		
— — —	W	給水管
—  —  —	H. W.	給湯管
—G—G—	G	ガス管
---E---	E	電線(埋設)
—D—D—	D	排水管

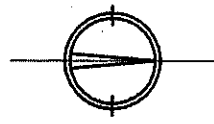
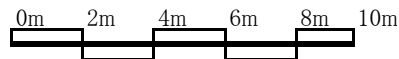
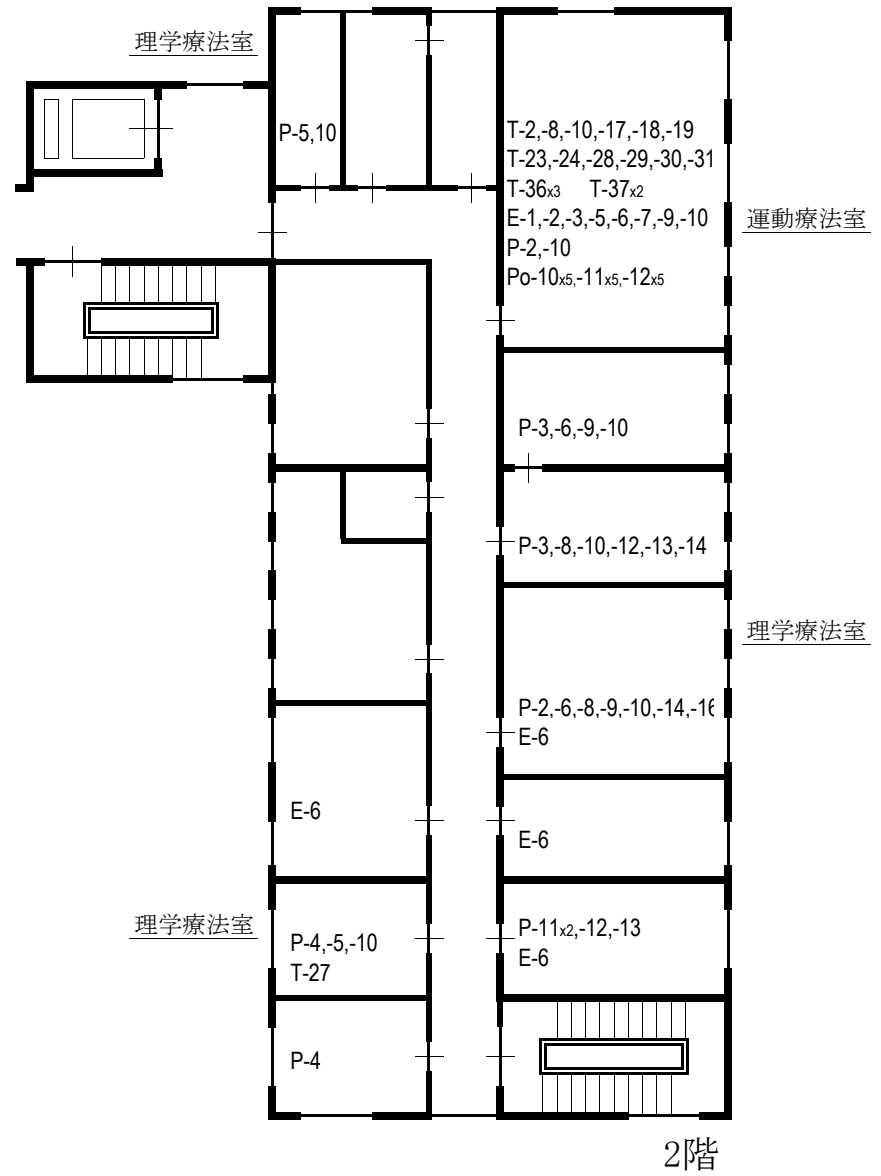
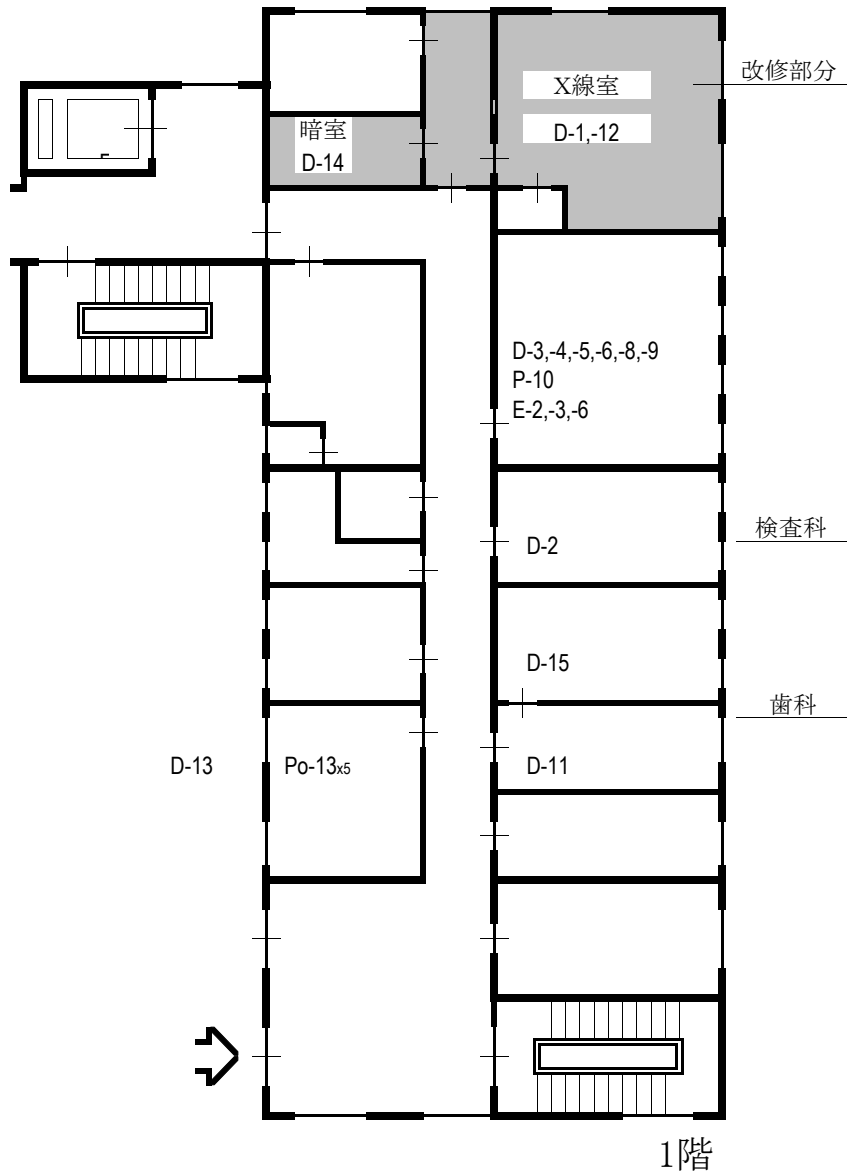
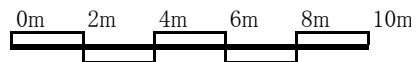
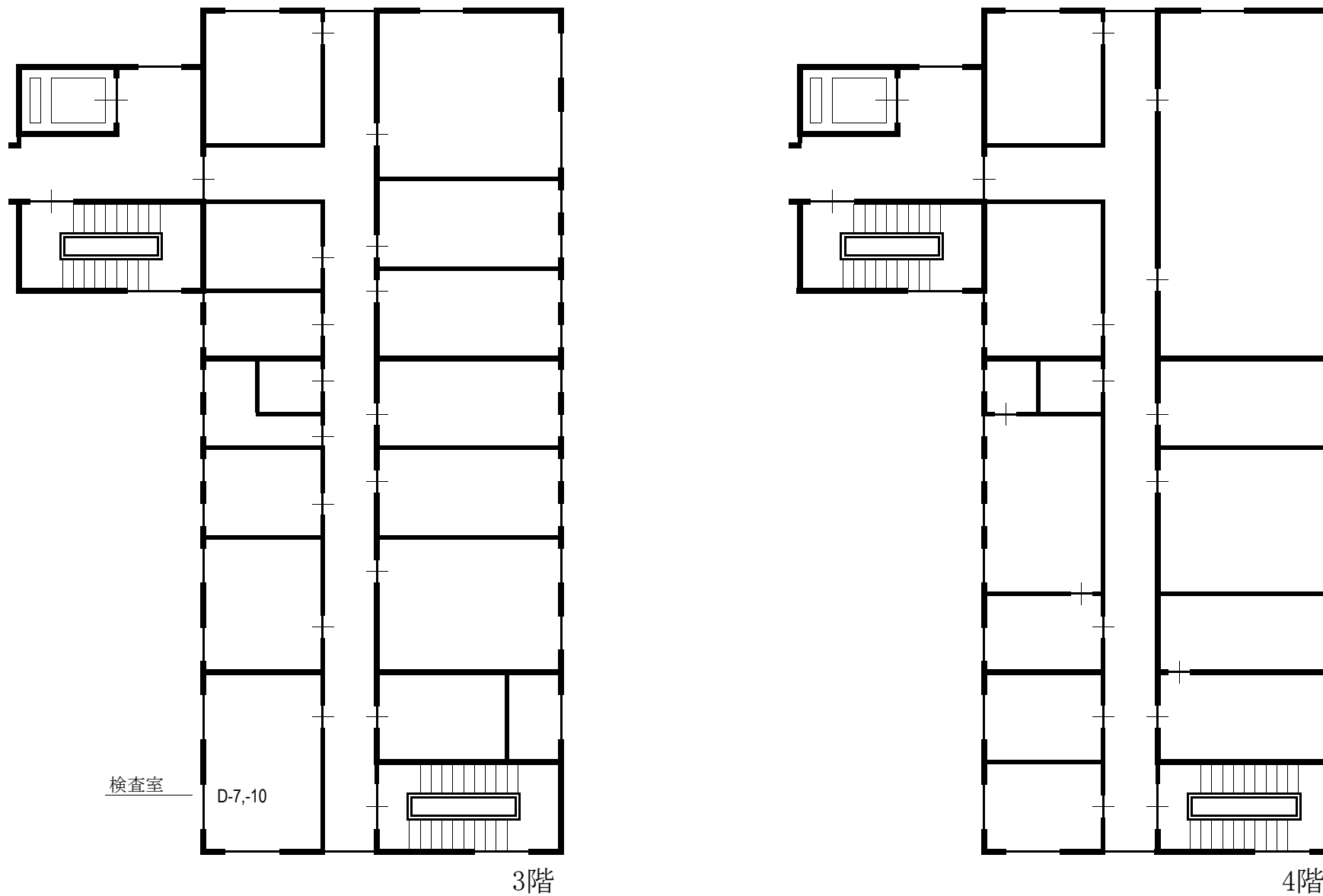


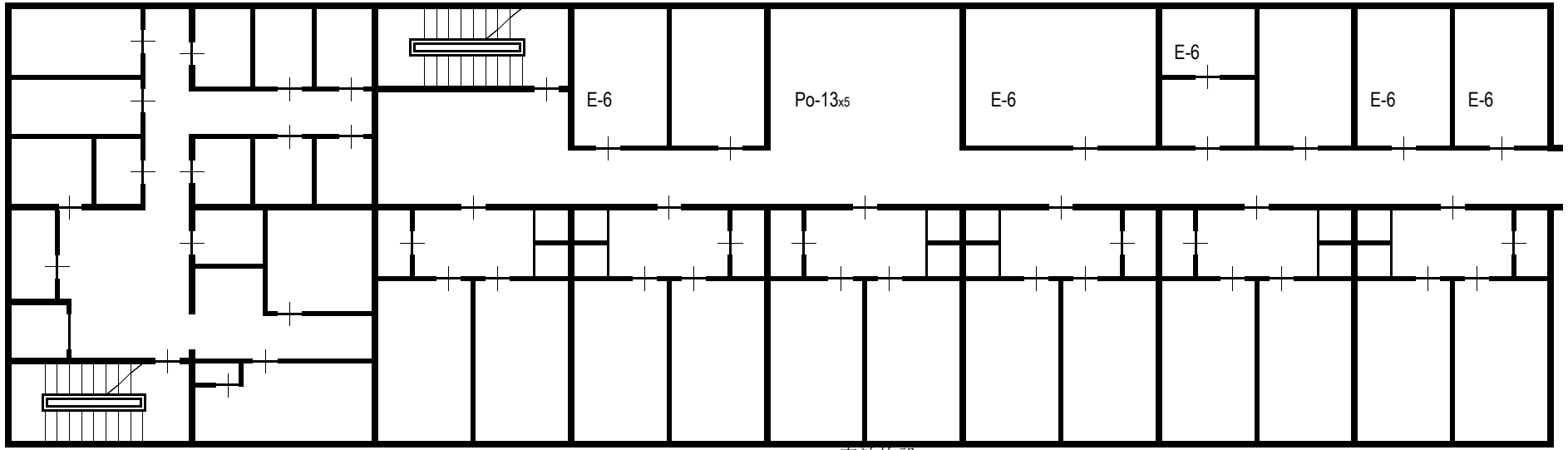
図 3-1-1 配置図

共和国リハビリテーションセンター

S=1/600



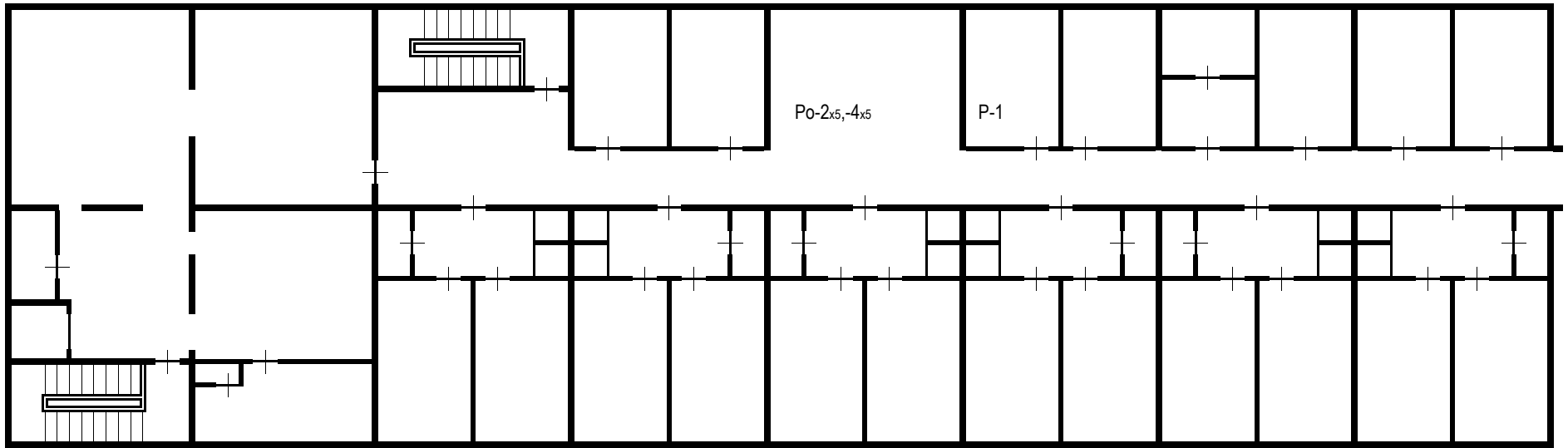




宿泊施設

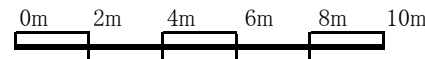
理学療法室

1階

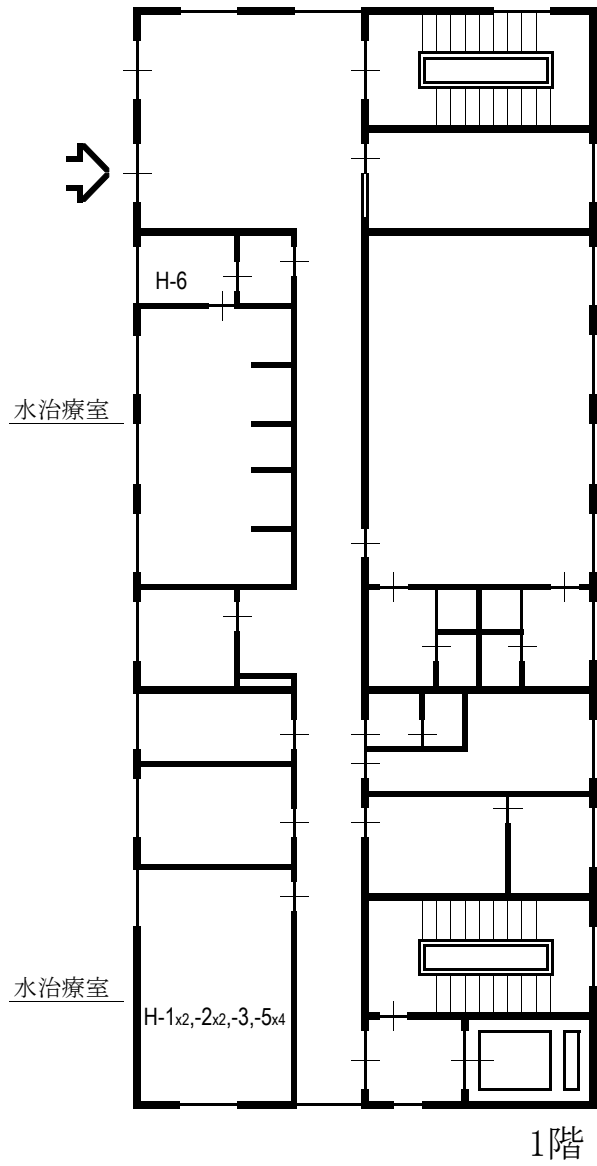


宿泊施設

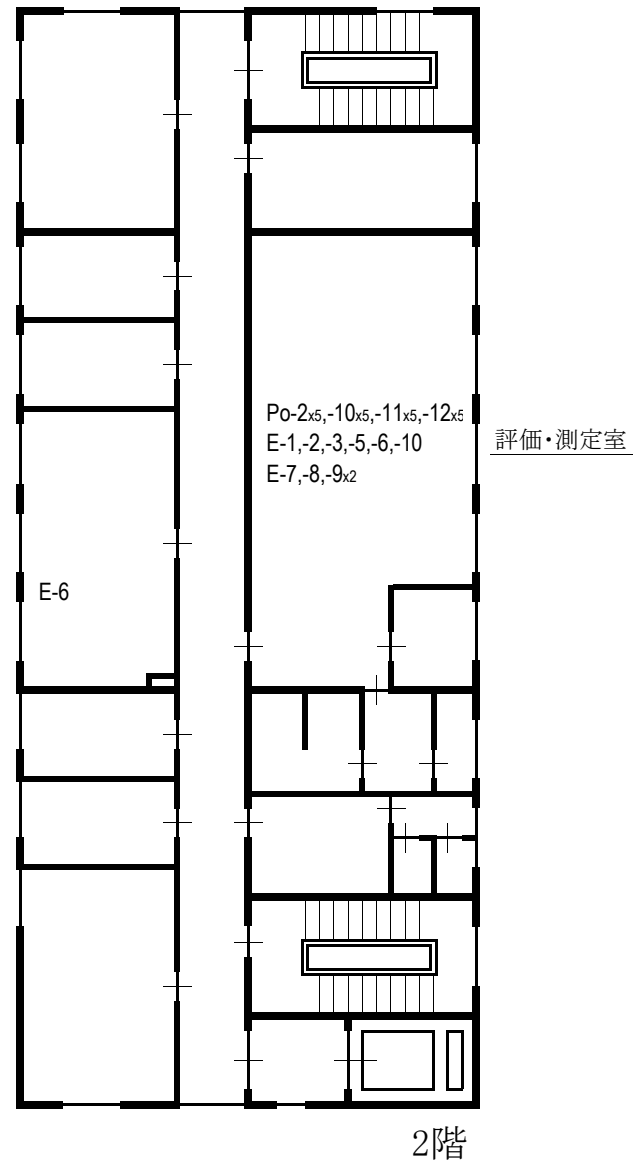
2階



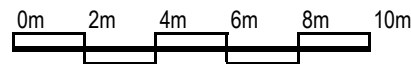
共和国 リハビリテーション センター B棟 S=1:200

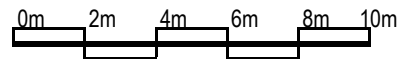
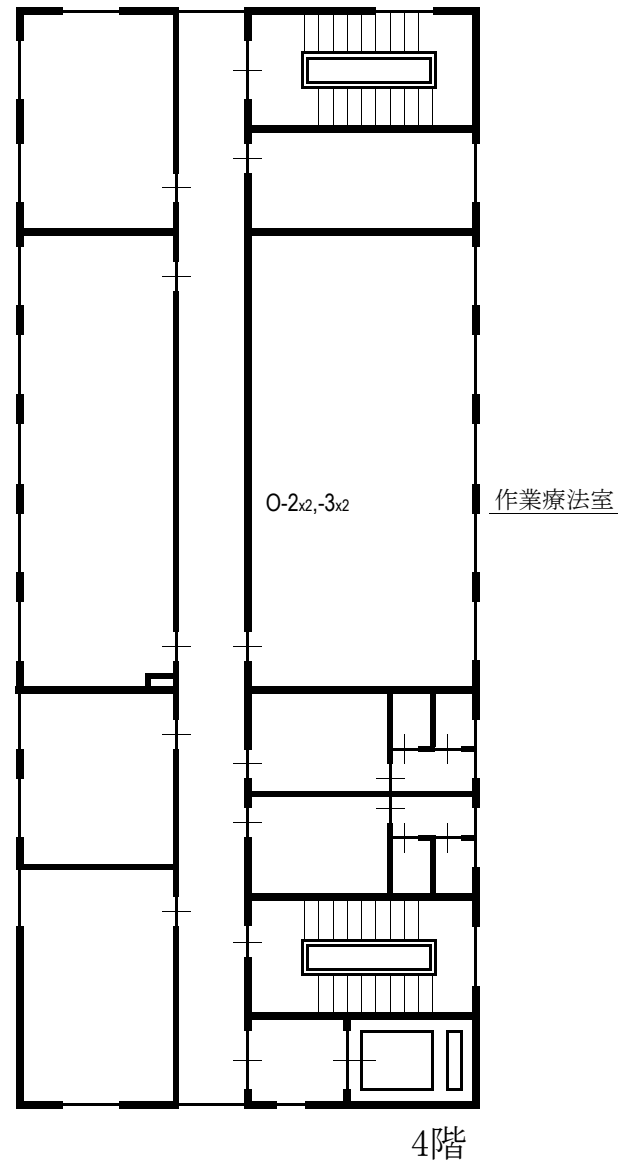
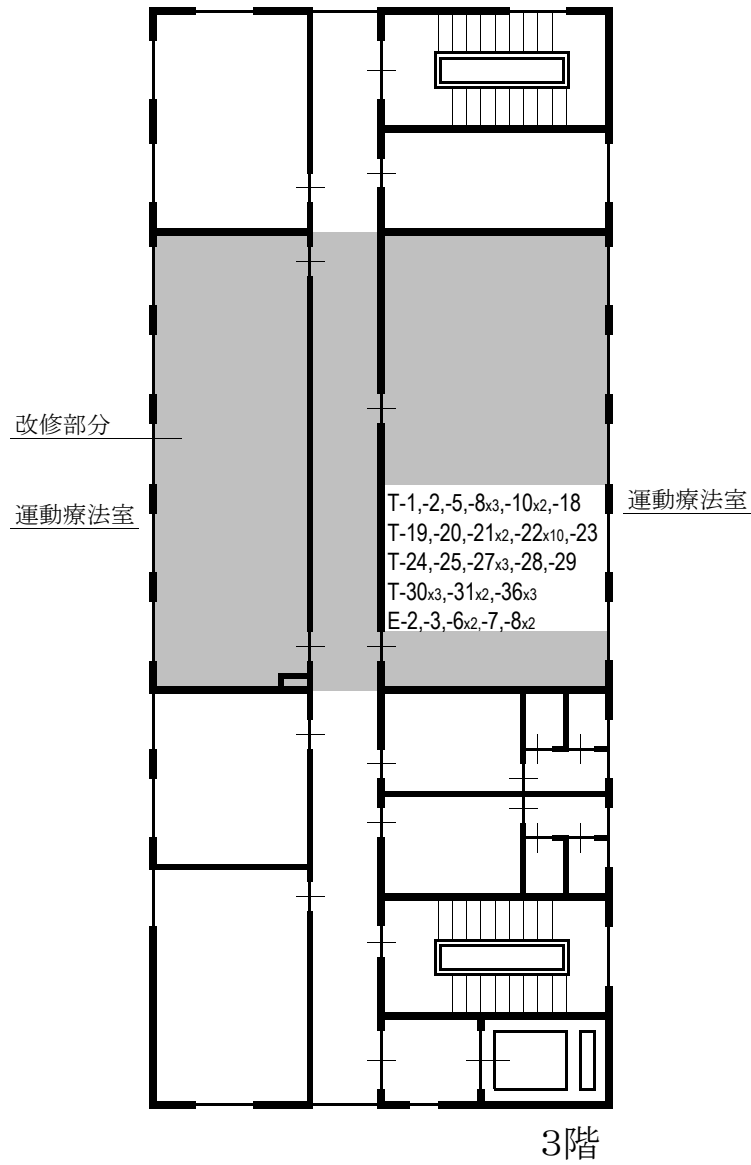


1階



2階





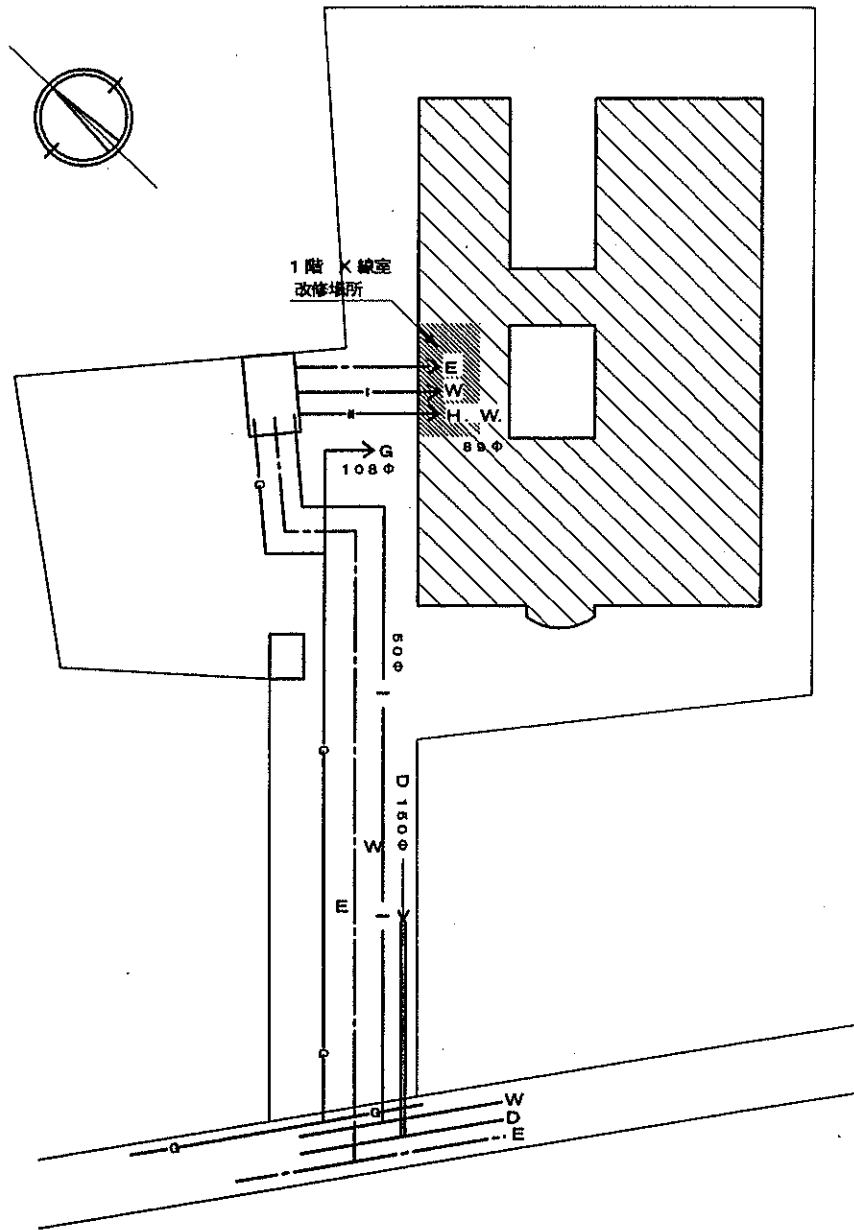
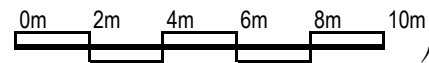
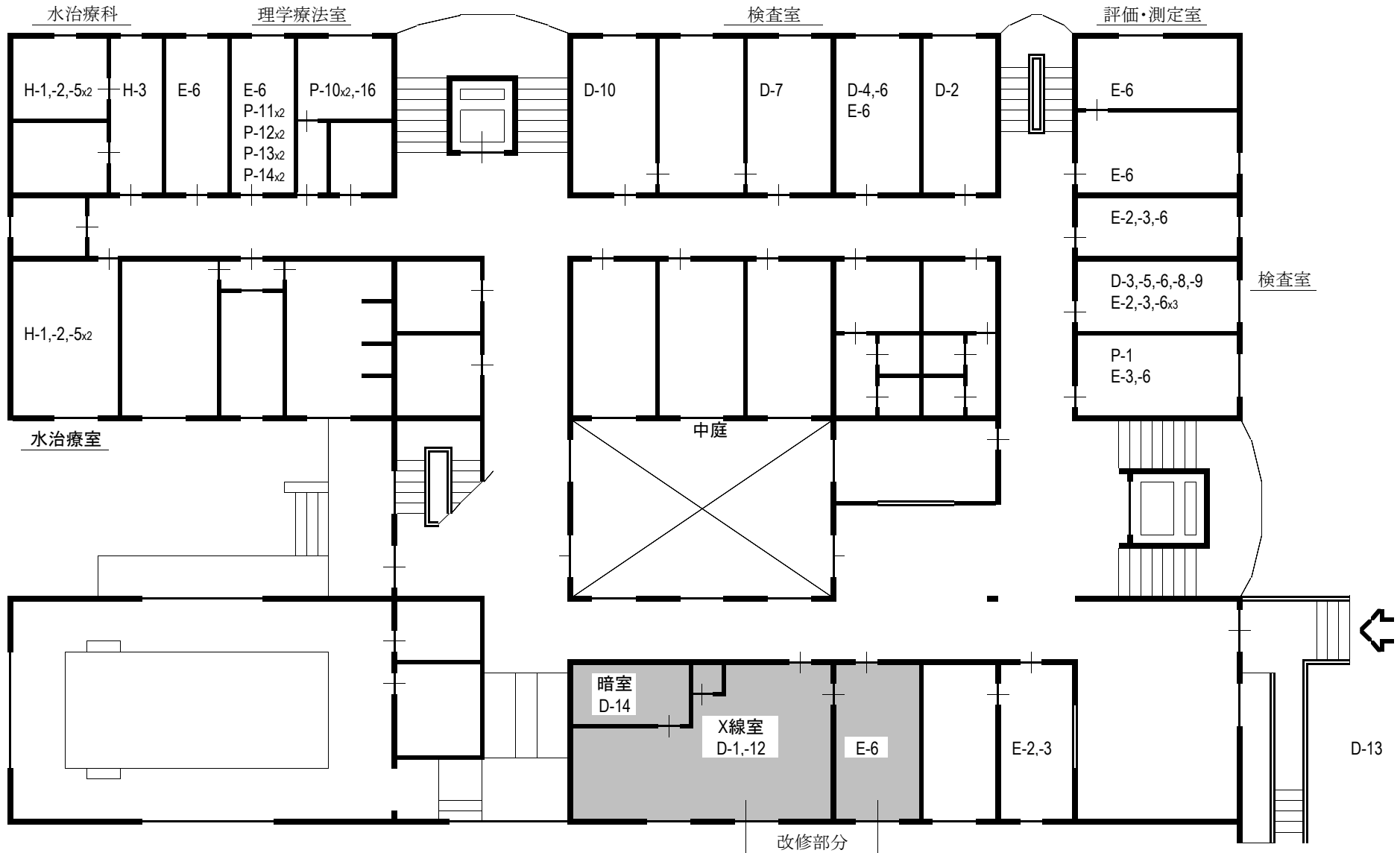


図 3-1-2 配置図

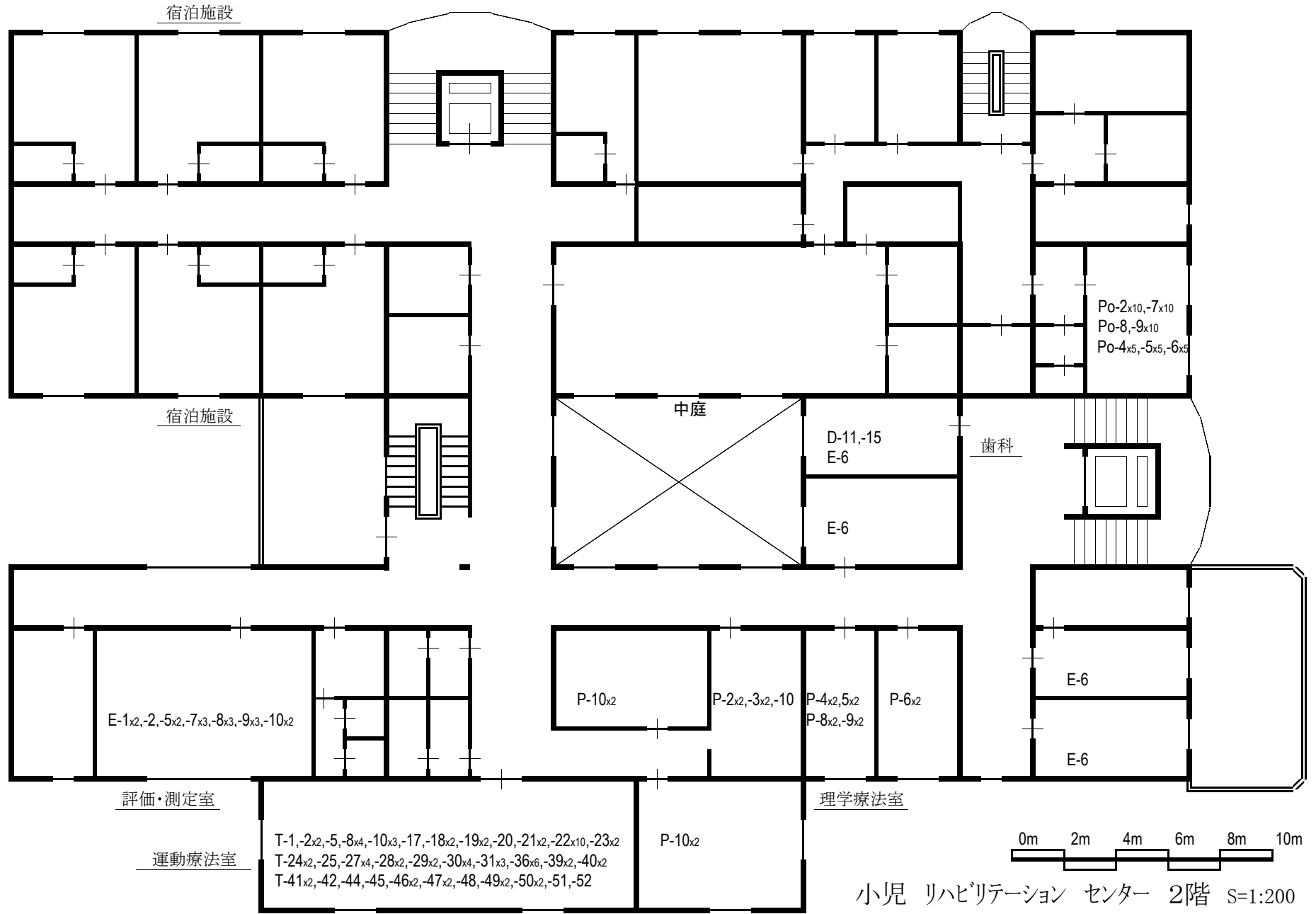
小児リハビリテーションセンター

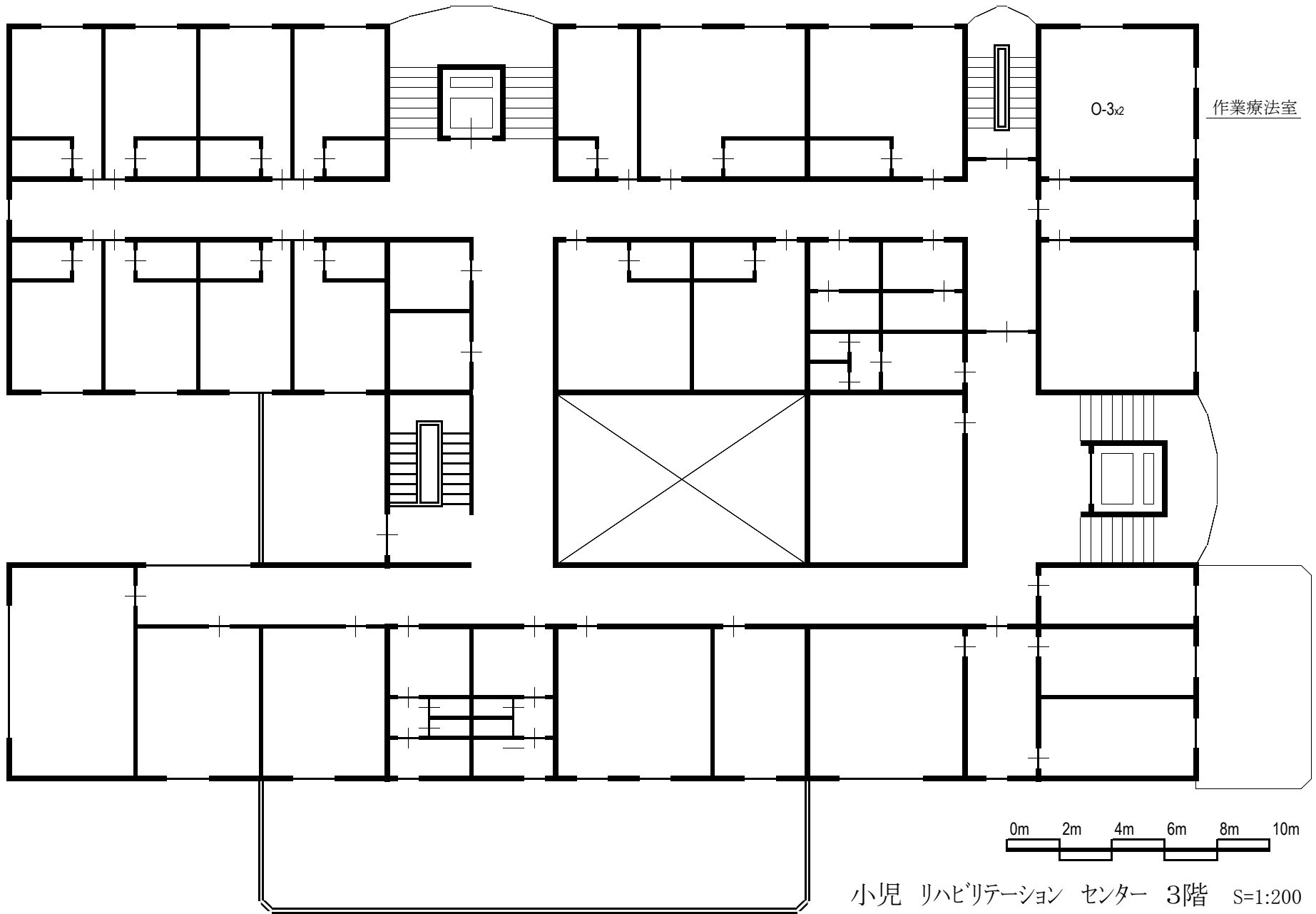
S=1/600





小児 リハビリテーション センター 1階 S=1:200





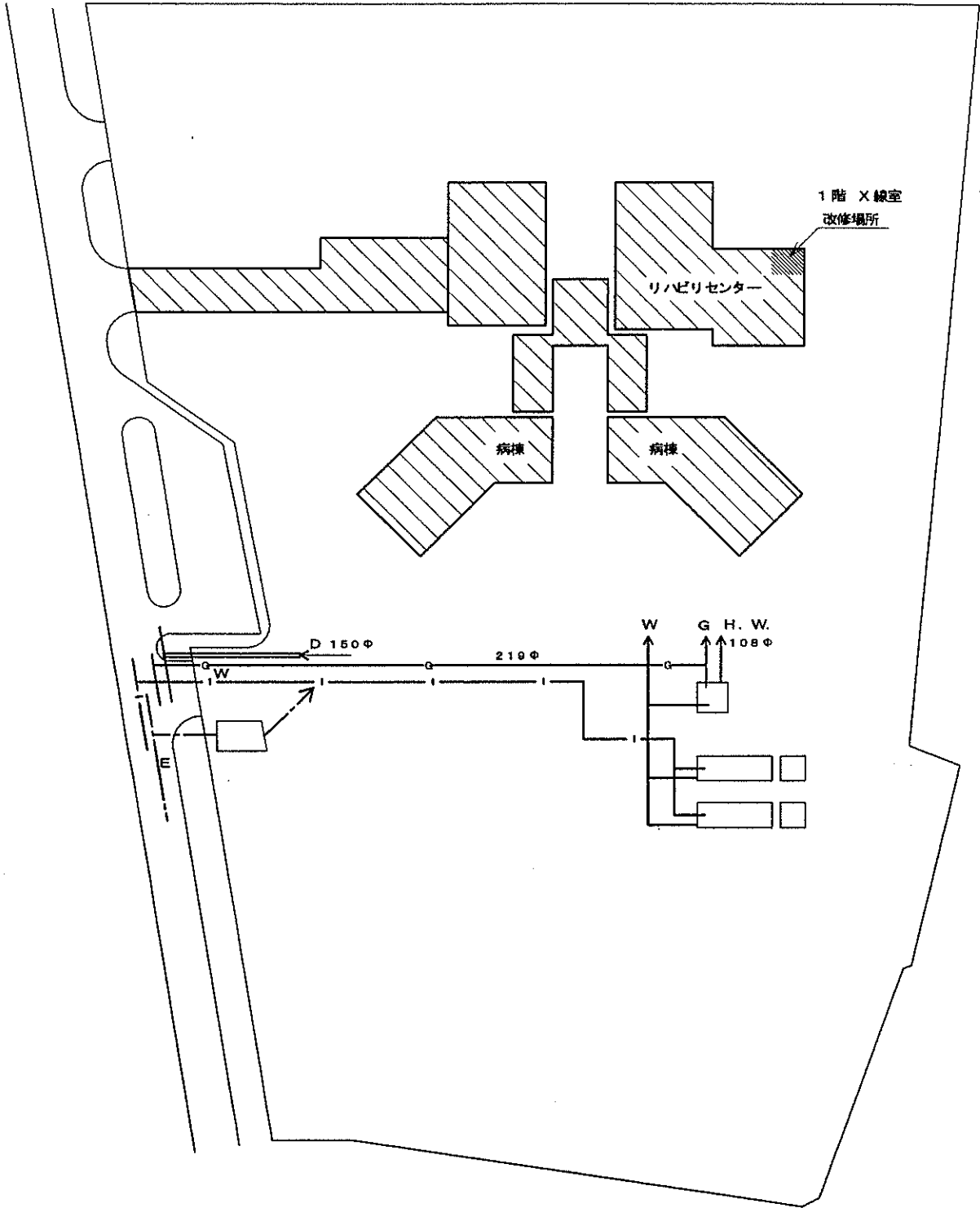
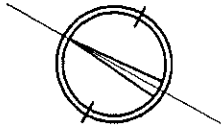
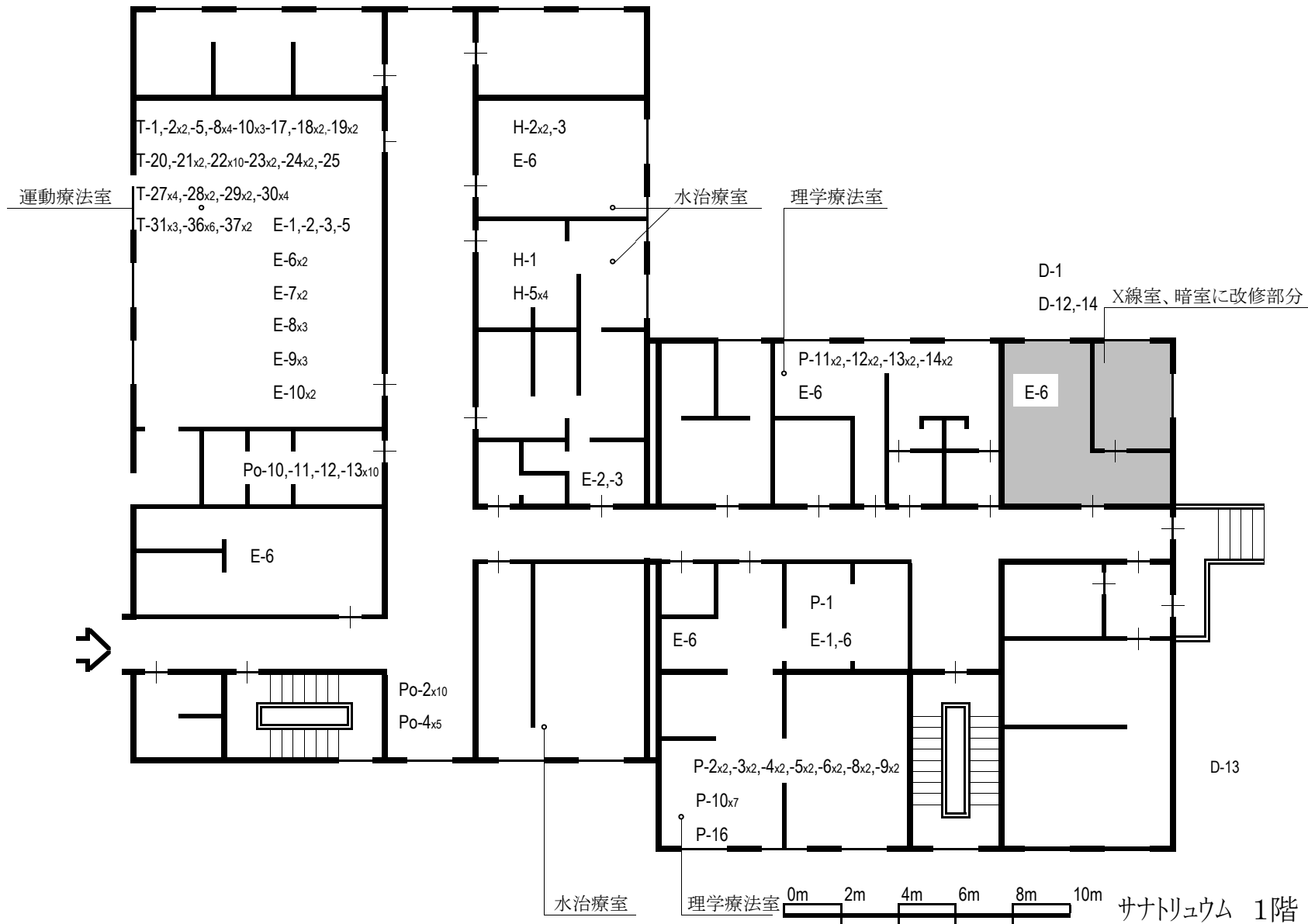
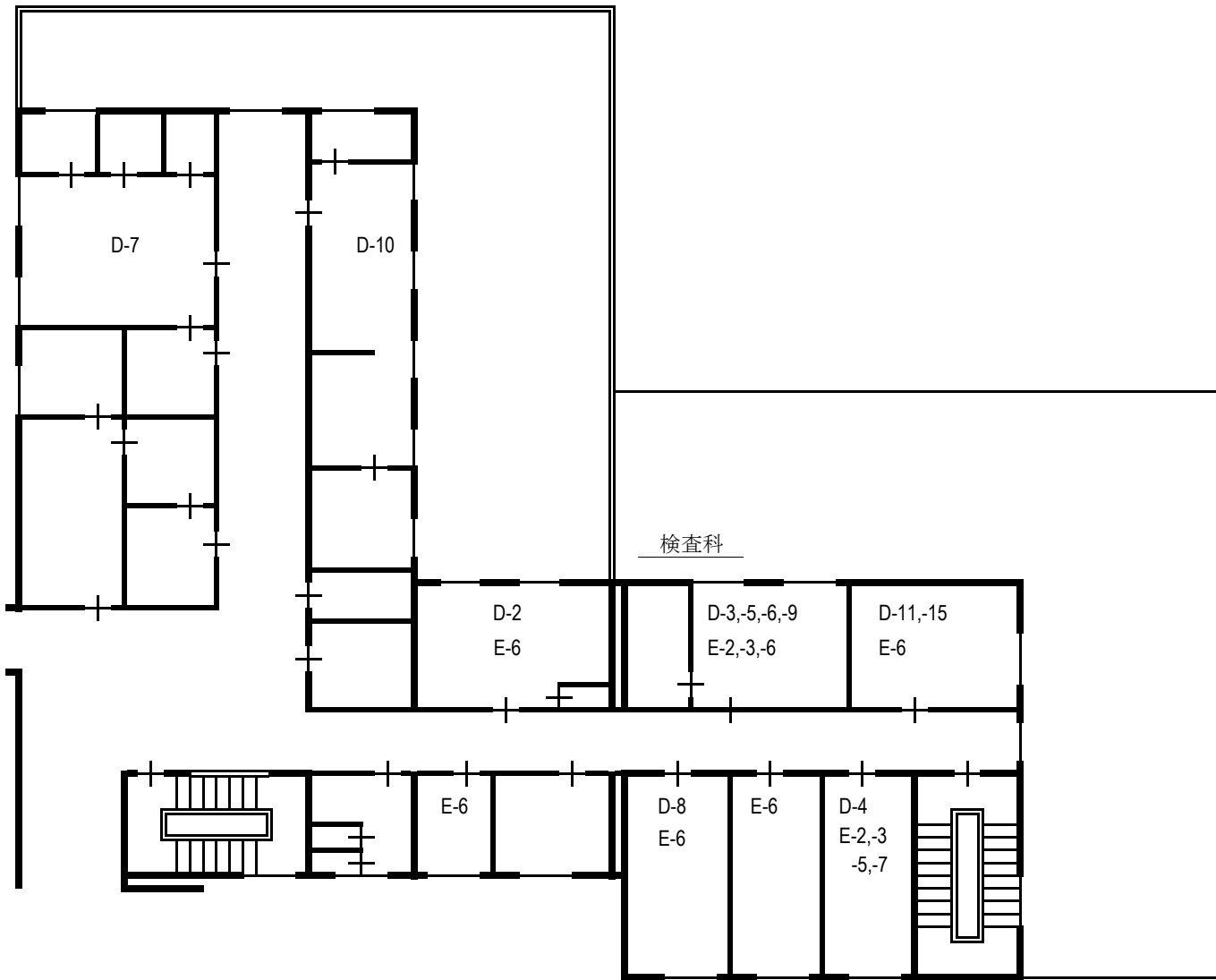


図 3-1-3 配置図

サナトリウム

S=1/1000





0m 2m 4m 6m 8m 10m サナトリウム 2階 S=1:200

### 3-2-4 施工計画

#### 3-2-4-1 施工方針

本プロジェクトは日本国政府無償資金協力の枠組みに従って、日本国及び「ア」国政府双方において承認され、交換公文(E/N)締結の後、正式に実施される。実施に際しては「ア」国側により日本法人コンサルタントが選定され、機材の入札図書承認作業に入る。入札図書完成後、入札により決定した日本法人機材調達業者が施工を担当し、機材の調達・据付が行われる。コンサルタント、機材調達の各契約は、日本国政府により認証され有効となる。

施工にあたっては、本計画が日本国政府の無償資金協力の枠組みに従って実施されるプロジェクトである点を念頭に、以下の各項目に留意しながら施工計画を策定する。

- 1) 日本側担当者と「ア」国側担当者との間で実施工程を検討し、日本側及び「ア」国側の工事負担範囲、各工程の着手時期を設定する。双方の工事が錯綜しないよう、工事の着工時期、完了時期を調整する。
- 2) 工期を最大限に短縮するため、機材調達業者は機材搬入の 2 ヶ月前までに当該施設を踏査し、機材搬入経路、設置予定場所、電気給排水等の状況を確認し、搬入業務工程表を準備した上で実施に当たる。
- 3) 据付・納品作業は約 2 ヶ月間必要と想定する。
- 4) 「ア」国側の負担工事部分である X 線撮影装置の据付のための放射線防護工事及び運動療法室の拡張工事については、予算措置等の滞りによる工事の遅れを避けるため、調達機材の機種確定後当該機材の正確な据付工事費の見積を提出し、「ア」国側の予算手当を促す。
- 5) 新しいリハビリテーション概念に基づく運動・作業療法に関する技術支援のためのソフトコンポーネントの導入をはかる。
- 6) 保守・維持管理が必要な医療機材(X 線装置、超音波診断装置、筋電計、脳波計等)については、同機材の製造業者または正規代理店の技術担当者が、各計画対象施設において据付・操作指導等を行う。
- 7) 本プロジェクトの「ア」国側実施体制の主管官庁及び実施機関は次の通り。

### ①主管官庁

本プロジェクトの主管官庁は「ア」国の労働社会保障省であり、リハビリテーション局が本プロジェクトの実施機関であるリハビリ施設の指導監督をしており、医療社会認定局が障害者の認定業務を担当している。

また、日本政府との援助の窓口としての担当は首相府外国投資技術協力庁である。

### ②実施機関

リハビリテーション活動の中核に位置付けられる共和国リハビリテーションセンター、小児リハビリテーションセンターおよびサナトリウムの施設が実施機関となる。

各実施段階での担当責任機関等は以下の通り。

実施業務内容	担当責任機関
交換公文 (E/N)	首相府 (外国投資技術協力庁)
支払授權書(A/P)	首相府 (外国投資技術協力庁)
コンサルタント契約	労働社会保障省
入札業務	労働社会保障省、実施機関
業者契約	労働社会保障省
実施業務(ソフトコンポーネント含)	労働社会保障省、実施機関
引渡し	労働社会保障省、実施機関

#### 3-2-4-2 施工上の留意事項

計画対象施設のうち共和国リハビリテーションセンターが現在活動中の医療施設であることを考慮し、日常の活動に支障を生じさせない施工スケジュールをたて、搬入ルート及び保管場所等の確認などについて対象施設側と協議を行うこととする。

特に、更新機材の場合、既存機材の撤去時期については十分協議をし、医療活動に問題が生じないよう配慮する。



### 3-2-4-3 施工・据付区分

本プロジェクトの無償資金協力による日本側の分担範囲は、3ヶ所の施設(共和国リハビリテーションセンター、小児リハビリテーションセンター及びサナトリウム)に対するリハビリ用機材の調達並びにそれに伴う機材の据付である。その範囲は以下の通り。

- ①前述の機材計画表に示す機材
- ②海上・陸上輸送費および対象施設までの国内輸送費
- ③機材の据付、設置のための費用(技術者派遣、現地傭人、工具・計測器等の費用)
- ④調達機材全般にわたる試運転、操作、点検、維持管理の指導を行うための費用

### 3-2-4-4 施工監理計画

#### 1) 実施体制

本事業は次に示す4者により実施される。

#### ①事業実施主体

本事業において主体となる実施の責任機関は「ア」国労働社会保障省であり、計画対象施設は3ヶ所のリハビリ施設(共和国リハビリテーションセンター、小児リハビリテーションセンター及びサナトリウム)である。

#### ②コンサルタント

本プロジェクトは日本の無償資金協力で実施されるため、その制度により日本のコンサルタントが「ア」国労働社会保障省との契約に基づき、入札、施工の各段階を通じて公正な立場に立って指導、助言、調整を行い、本計画の円滑な事業実施を図るための必要業務を行う。具体的な業務は以下の通りである。

#### ・詳細設計

機材調達用入札図書の確認作業(入札条件書・機材仕様書・予算書)

#### ・入札・調達契約の促進

調達契約方式の決定、調達契約書案の作成、機材据付作業書の内容調査、調達業者の選定(入札公示、入札および入札評価、契約交渉および契約立会い)

- ・施工図などの検査および承認

調達業者から提出される機材仕様書、施工図、施工計画書の検査および承認

- ・施工状況報告

施主および関係機関に対する施設進捗状況の監理・報告

- ・支払いの承認手続の協力

船積後に支払われる報酬に関する請求書等の内容検討および手続の協力

- ・施工業務におけるコンサルタント業務

着工から完成までの施工中の各種業務の立会い

### ③機材調達業者

機材の調達は、入札によって選定された日本の業者(商社)によって行われる。納入業者は「ア」国側との契約に基づき機材の製作、供給、搬入、据付等の業務を行い、同国側に対し機材の操作指導および維持管理の指導を行った後、引き渡しを行う。

### ④国際協力事業団(JICA)

国際協力事業団(JICA)は、本計画が無償資金協力の制度に従って適切に実施されるよう、コンサルタント、調達業者を指導する。また必要に応じて事業主体と協議し、本計画の実施促進を行う。

実施業務のフローチャートは下図の通り。

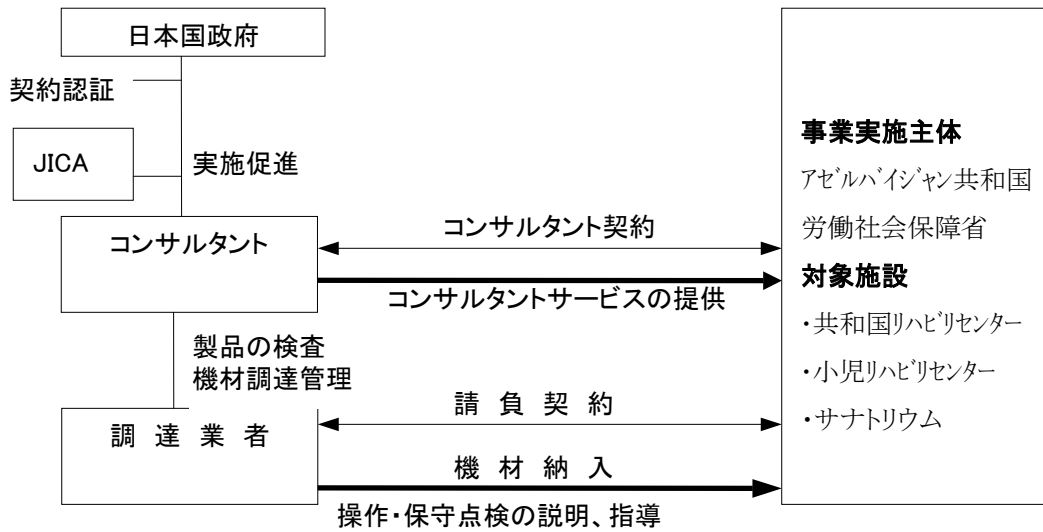


図3-2 実施業務フローチャート

## 2) 実施設計および監理

コンサルタントは「ア」国側との契約に基づき本プロジェクトの実実施設計および監理を行う。実施設計とは、本基本設計に基づいて機材の仕様書、入札要項書、機材調達契約書案等からなる入札図書を作成することである。

監理とは、調達業者の業務が契約図書の通りに実施されているか否かを確認し、契約内容を適正に履行し、事業の実施を促進するために公正な立場に立って指導、助言、調整を行うことを言う。その業務は次の通りである。

### ①実施設計段階

実施設計図書の作成、入札図書の確認、入札準備、請負契約書等の作成

### ②入札段階

札参加者の事前審査、入札の実施、入札内容の評価、契約締結

### ③施工段階

施工監理業務(機材仕様書等の検査・承認、船積・海上輸送・内陸輸送の監理、据付の指導・監理、

相手国側負担工事の監理)、施工進捗状況の報告、証明書等の発行。(コンサルタントは、機材据付が完了し契約条件が遂行されたことを確認の上、機材の引渡しに立会い、「ア」国側の受領承認を得て業務を完了する。)

上記の業務に加えコンサルタントは日本国政府関係者に対し、本計画の進捗状況、支払い手続き、完成引渡しなどに関する業務報告を行う。

### 3-2-4-5 機材調達計画

#### 1) 機材の調達

本プロジェクトにかかる調達機材は原則として日本国または「ア」国からの調達に限定され、納期の確実性、調達価格の優位性等を考慮する。

次の①～④のいずれかを満たす機材は第三国製品の調達が認められる。

- ①調達すべき製品が日本で製造されていないこと
- ②日本で製造されているが、調達対象を日本産品と限定することによって、入札において競争が成立せず、公正な入札が確保されない恐れが大きいこと
- ③日本産品に限定することで、輸送費等の関係で著しく高価なものとなり、援助効果を損なう恐れが大きいこと。または、代理店が存在しない等の事情で十分な維持管理が困難となり、援助効果が減殺される恐れがあること。
- ④その他、調達の緊急性等やむを得ない事情があること。

第三国調達予定機材リストは以下のとおり。

機材名	原産国	調達国
X線診断装置	オランダ	欧州
超音波診断装置	オランダ	欧州
脳波計	米国	日本
血液循環記録計	ドイツ	欧州
分光光度計	アイルランド	日本
筋電計	米国	日本
超音波治療器	ドイツ	ドイツ
ウエッジ	米国	日本
バブルボールバス	米国	日本

ロール	米国	日本
バレルロール	米国	日本
ロッカーバランス	米国	日本
トレーニングボール	米国	日本
メンテナンスキット	米国	日本
幼児用屋外遊具	スウェーデン	日本
リフト付きバス	ドイツ	欧州
全身用過流浴装置	ドイツ	欧州
加圧ホースユニット	ドイツ	欧州

## 2) 機材搬入方法

近隣諸国との関係に留意して機材の調達ルートを検討した結果、下記のルートが妥当と判断する。

### ・日本製品の搬入ルート

日本～＜海上輸送＞～ポチ(グルジア)～＜陸上輸送＞～アゼルバイジャン(バクー)

### ・欧州製品の搬入ルート

オランダ(アントワープ)～＜海上輸送＞～ポチ(グルジア)～＜陸上輸送＞～アゼルバイジャン(バクー)

## 3-2-4-6 ソフトコンポーネント計画

### (1) 背景

「ア」国におけるリハビリ事業は障害者に対する対症療法的サービスに偏重するソ連邦時代のリハビリテーションの概念で行われてきた。新しいリハビリテーションの理念は障害者を自立させ、社会へと再統合させることでありリハビリ活動はその手段であることを「ア」国の関係者が認識し、「国家リハビリテーション改善計画」を積極的に進める必要がある。

そのために、本プロジェクトの協力対象事業の一部として、これらのプログラムを実施するため日本から理学療法士、作業療法士の現地派遣をはかり、「ア」国のリハビリテーション従事者に新しいリハビリ概念に基づいた運動・作業療法の定着をはかるソフトコンポーネントの実施が望まれる。

### (2) 活動(投入計画)

1) 運動療法士(PT)、作業療法士(OT)及び総括責任者の現地への派遣:

期 間: PT、OT の派遣(1.5ヶ月 x 2名)、

総括責任者の短期派遣(研修期間の前後セミナー開催、15日間)

目 的: 講義で先進国型の理学療法(運動療法)及び作業療法の概念を今回の調達機材を用いて理解させ、具体的な運動療法、作業療法を指導する。

方 法: 講義、実技

受講者: 「ア」国側の運動療法士、作業療法士、看護師等、リハビリ事業従事者

内 容:

講 義: 日本におけるリハビリテーションセンター施設・理学療法(運動療法)・作業療法の概念を紹介したビデオテープ及び教本等を使用し、相手方に今後行う実技の重要性を理解させる。

基本訓練: 実地訓練を通して患者の関節可動域訓練、筋肉増強、体力増強方法の指導、また患者疾病別訓練方法も指導する。

2) 成果(直接効果)

- ① 運動療法及び作業療法の導入により運動療法士(PT)、作業療法士(OT)の育成並びに職員のリハビリ事業に対する意識改革をはかる。
- ② 障害者が退院時において日常生活活動ができる状態にする。
- ③ 障害者を自立させ社会復帰を促進する。

### 3-2-4-7 実施工程

#### 1) 実施スケジュール

本プロジェクトが日本国政府の閣議で承認され、両国間でその実施に係る交換公文(E/N)が締結された場合、本計画は以下の手順で進められる。

1. 両国政府間の交換公文(E/N)の締結
2. 「ア」国側と日本国に在る銀行との間で本プロジェクトにかかる日本政府の供与資金の「支払いに関する取り極め」の締結（銀行取極(B/A)）
3. 実施機関と日本のコンサルタントとの間で、コンサルタント業務委託契約の締結
4. 実施機関によるコンサルタント業務委託契約に対する支払い授權書(A/P)の発給
5. 日本国政府による上記契約の認証および支払い承認
6. コンサルタントによる入札図書の作成
7. 実施機関による入札図書の承認とコンサルタントによる入札準備
8. 入札の実施および入札書の評価
9. 実施機関と日本国籍を有する商社との間での機材調達に係る業者(売買)契約の締結
10. 日本国政府による上記契約の認証
11. 業者(売買)契約に対する支払い授權書(A/P)の発給
12. 機材製作・施工図の承認(機材供給会社から提出される機材の仕様書の検討・承認、必要事項の指示、「ア」国側と連絡を密にし、施工上支障がないよう調整)
13. 機材立会い検査(必要に応じコンサルタントは「ア」国側の代理人として機材の出荷前工場検査に立会う)
14. 施工監理(コンサルタントは契約に従い、「ア」国側の代理人として機材仕様書等の検査・承認、機材の検査・承認、内陸輸送の監理、据付の指導・監理、相手国側負担工事の監理を実施)
15. 工程管理(コンサルタントは交換公文に明示された期限内に、機材調達契約が円滑に施工できるよう工程を監理し、機材供給業者に必要な指示を行う)
16. 完成検査および試運転(コンサルタントは調達機材の据付・設置検査および試運転検査を行い、仕様書に記載された性能が保証されていることを確認し、検査完了書を労働社会保障省に提出す

る)

17. 完成引渡し

2) 実施期間

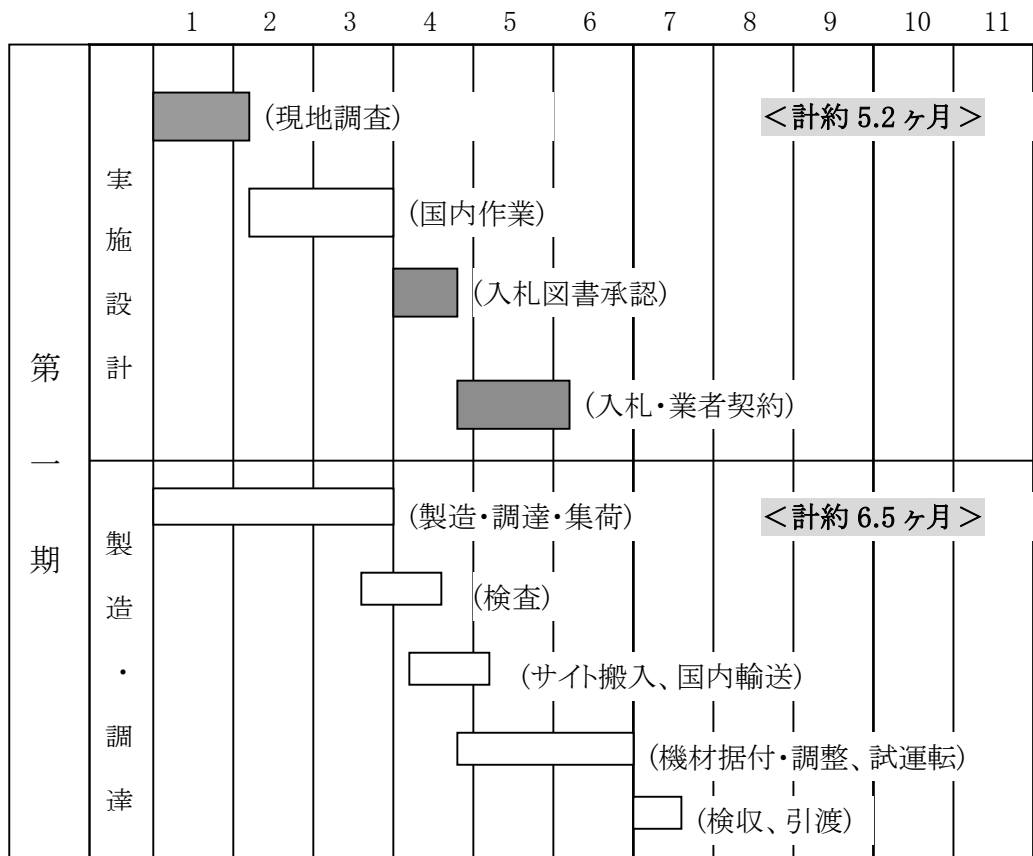
交換公文締結後に日本側で行う各業務に要する期間は、およそ次の通りである。

表3-2-6 実施期間および業務内容

業務内容	第1期
1. コンサルタント業務委託契約および詳細設計協議	約1.3ヶ月
2. 詳細設計、入札図書案の作成	1.8
3. 入札図書の承認	0.8
4. 入札業務、業者契約と承認	1.3
5. 機材制作	3.0
6. 輸送	0.5
7. 据付業務(試運転、調整、運転指導・訓練、維持管理指導 引き渡し完了の確認などを含む)	3.0
合 計	11.7ヶ月

上記の事業工程を以下に示す。

図3-3 事業実施工程図





### 3-3 相手国側分担事業の概要

本計画の実施による「ア」国側の分担範囲は次の通りである。

- ① 計画対象施設のうち新設される小児リハビリテーションセンター及びサナトリウムの建設完工及び同施設の要員確保。
- ② 本計画によって調達される機材の設置に必要な場所を確保すること(既設機材の移動・移設は「ア」国側が実施する)。
- ③ 本計画調達機材の維持管理に必要な予算を確保。
- ④ 本計画実施のため、「ア」国に持ち込まれる必要機材の通関手続き、輸入関税、増値税及びその他の課税に関する免税等手続きを実施すること。
- ⑤ 本計画における銀行取り極め(B/A)に基づく支払い受権書(A/P)、通知手数料および支払い手数料を支払うこと。

### 3-4 プロジェクトの運営・維持管理計画

従来、医療施設の運営維持管理については公社「アズメドテクニカ」が担当してきたが、独立後市場経済の導入による既存組織の独立採算経営により民営化を余儀なくされ、アズメドテクニカの先行きは不明で現在業務は停滞している状況にある。

一方、民間レベルでは、欧米・日本等の優良医療メーカーの現地代理店の整備が市場経済の導入に沿って進められて居る。現在、Intermed Service 社、Biomedical Technical Systems 社の 2 社が、アズメドテクニカの技術者の参加を募り、積極的に運営維持管理企業として展開している。

本プロジェクトの計画機材の調達先は主に日本製品で占められ、一部機材に欧州からの調達が考えられる。調達対象機材は、リハビリテーション施設用の一般的な機材で、特段複雑な機材は無く、また診断機材についても一般撮影X線装置、超音波診断装置(白黒)、筋電計、脳波計等についても、既存施設で使用されており、民間の代理店で維持管理は可能であり問題は生じない。

#### (1)機材

機材の維持管理は、対象施設の活動を円滑に行う上で重要な要素の一つである。一般に機材の保守・維持管理には、機材を使用する担当者レベルでの日常点検と、専門知識や技術を持った技術者による故障時の緊急点検、年 1～2 回程度の定期点検とがある。日常点検は内部職員の中から各機材の担当を決め、担当者の責任においてマニュアルの点検項目と頻度に基づき実施される。

以下に各種機材の維持管理の具体例を示す。

表3-2-7 機材の維持管理の具体例

機材	機材の代表例	内部管理	外注委託	耐用年数
ME機器	心電図、脳波計、筋電計等	清掃常時 点検1回/月	年間契約、常時	7
臨床検査機器	血液循環記録計、分光光度計、乾熱滅菌器等	清掃常時 点検4回/月	年間契約、常時	6
X線、超音波診断関連機器	X線撮影装置 超音波診断装置	清掃常時 点検2回/月	年間契約、常時	10
歯科器械	歯科ユニット等	清掃常時 点検1回/月	故障のみ	7
水治療機器	各種リハビリ用浴槽	清掃常時 点検1回/月	故障時、1回/年	5
その他機材	救急車等	清掃常時 点検1回/月	故障時、1回/年	10

(2) 消耗品・部品類

本計画施設に必要な部品・消耗品類の在庫管理は、診療・検査部門と管理部門の提携の下で実施しなければならない。診療・検査部門ではこれらが適切に使用されているか在庫数を確認し、管理部門では各部門に対する円滑な供給と、計画的な業者・代理店への発注・調達が必要である。

### 3-5 プロジェクトの概算事業費

#### 3-5-1 協力対象事業の概算事業費

(1) 概算事業費

日本の無償資金協力により本計画を実施する場合に必要な事業費の総額は、約 4.123 億円となる。  
概算条件に基づく経費内訳は次の通りである。

1) 積算条件

- ①積算条件 : 平成 14 年 2 月
- ②為替交換レート: 1US\$ = 124.06
- ③施工期間 : 実施設計、機材調達、施工に要する期間は約 11.7 ヶ月を見込む。
- ④その他 : 本計画は日本国政府の無償資金協力の制度に従い実施されるものとする。

(2)日本国側負担

事業区分	金額(億円)
機材調達費	3.518
機材費	3.417
現地調達管理・据付工事費	0.101
設計管理費	0.605
実施設計費	0.219
調達監理費	0.159
ソフトコンポーネント	0.227
総事業費	4.123

(3)「ア」国側負担経費

対象施設において本計画で供されるX線室、運動療法室等の機材の据付・設置のための工事は、「ア」国側の負担工事となる。

施設名	金額(US\$)
共和国リハビリテーションセンター	US\$47,000
小児リハビリテーションセンター	US\$15,600
サナトリウム	US\$15,900
総工事費	US\$78,500

3-5-2 運営・維持管理費

共和国リハビリテーションセンターで通常使用される薬剤、診療機材の消耗品等はすべて労働社会保障省からの予算で賄われている。

本プロジェクト実施後の維持管理費用のうち新たに増加する費用は、対象施設全体でUS\$65,700/年(共和国リハビリテーションセンターUS\$6,847、サナトリウム US\$29,083、小児リハビリテーションセンターUS\$29,770)と試算される。

共和国リハビリテーションセンターにおける2000年度の病院運営予算はUS\$160,000(676,699千マナット)であり、そのうち機材購入・維持管理費はUS\$10,632(44,655.5千マナット)である。

従って、共和国リハビリテーションセンターにおける本プロジェクト実施による年間維持管理費増加分(試算額 US\$6,847)は 2000 年度の病院運営予算の 4.2%程度にあたり、労働社会保障省で確保可能な金額である。なお、新設施設の小児リハビリテーションセンター及びサナトリウムについては本プロジェクトが国家開発重要案件であることから予算確保は保証されている。

次表に三つの対象施設の想定される維持管理費を記した。

表 3-2-8 対象施設における想定される維持管理費

Item No.	機材名	年間消耗品・ 保守部品費用	共和国リハビリテーションセンター			サナトリウム		小児リハビリテーション センター	
			更新 機材	数量	計	数量	計	数量	計
	<b>検査科</b>								
D-1	X線診断装置	¥1,277,500	●	2	¥2,555,000	1	¥1,277,500	1	¥1,277,500
D-2	超音波診断装置	¥270,300		1	¥270,300	1	¥270,300	1	¥270,300
D-6	肺活量計	¥96,500		1	¥96,500	1	¥96,500	2	¥193,000
D-7	分光光度計	¥1,200,000	●	1	¥1,200,000	1	¥1,200,000	1	¥1,200,000
	<b>理学療法室</b>								
P-2	低周波治療器	¥29,000	●	2	¥58,000	2	¥58,000	2	¥58,000
P-3	干渉低周波治療器	¥60,800		2	¥121,600	2	¥121,600	2	¥121,600
P-6	超音波治療器	¥28,800	●	2	¥57,600	2	¥57,600	2	¥57,600
P-8	赤外線治療ランプ	¥13,000		2	¥26,000	2	¥26,000	2	¥26,000
P-9	紫外線ランプ	¥58,000	●	2	¥116,000	2	¥116,000	2	¥116,000
P-11	パラフィン浴装置	¥82,000		2	¥164,000	2	¥164,000	2	¥164,000
P-14	低周波温熱治療器	¥59,600		2	¥119,200	2	¥119,200	2	¥119,200
	<b>評価・測定室</b>								
E-9	簡易上肢機能検査器	¥5,500		3	¥16,500	3	¥16,500	3	¥16,500
	<b>歩行補助具</b>								
PO-8	子供用松葉杖	¥700			¥0		¥0	10	¥7,000
PO-10	大人用松葉杖	¥700		10	¥7,000	10	¥7,000		¥0
PO-12	杖(4本足)	¥1,300		10	¥13,000	10	¥13,000		¥0
	<b>合計</b>			42	¥4,820,700	41	¥3,543,200	32	¥3,626,700
	<b>更新機材の維持管理費合計</b>				¥3,986,600				
	<b>更新機材を除く 年間維持管理費額</b>				¥834,100 (US\$6,847)		¥3,543,200 (US\$29,083)		¥3,626,700 (US\$29,770)

## 第4章 プロジェクトの妥当性の検証

## 第4章プロジェクトの妥当性の検証

### 4-1 プロジェクトの効果

#### 4-1-1 直接効果

- (1)「共和国リハビリテーションセンター」の機材整備により受け入れる年間約 1000 人(入院:800 人、外来:200 人)程度の障害者に対して、適切かつ迅速なリハビリテーションサービスが提供される。
- (2)「小児リハビリテーションセンター」の機材整備により受け入れる年間約 1100 人(入院:600 人、外来:500 人)程度の障害者に対して、適切かつ迅速なリハビリテーションサービスが提供される。
- (3)「サナトリウム」の機材整備により受け入れる年間約 1000 人(全て入院患者)程度の障害者に対して、適切かつ迅速なリハビリテーションサービスが提供される。

#### 4-1-2 間接効果

- (1)「ア」国全土約 800 万人の住民のうち約 27 万人の障害者に対するリハビリケアの向上が図られる。
- (2) 新規リハビリテーション(運動療法、作業療法)の導入により、本施設の医療従事者のリハビリテーション技術が向上する。
- (3)「ア」国政府の掲げる「身障者ができるだけ自立した日常生活活動を営み社会への復帰を図る」政策を支援し、障害者の社会復帰、就労意欲を喚起し、その家族も介護から開放され、地域社会の活性化に貢献することが期待できる。

### 4-2 課題・提言

本計画の円滑な実施と調達機材の効果的かつ継続的な活用を果たすため、以下の事項につき提言する。

#### (1) 医療従事者の確保

リハビリテーション技術の向上のためには施設、機材といったハード面での整備のみならずより適切で効果的なリハビリテーション活動を確保するため、医療従事者の確保が必要である。

#### (2) 運営・維持管理予算の確保

本プロジェクトの実施により施設・機材の維持管理費が増大するため、適切な予算確保が必要である。



(3) 患者が療法を積極的に受入れかつ参加する。

特に、運動療法は動きにくい関節を強制的に動かすので苦痛を伴う。従って、この療法を患者が積極的に取り入れ、参加する事が必要である。

(4) 「ア」国のリハビリテーション改善計画を円滑に進めるため、新しいリハビリテーション(運動療法、作業療法)の紹介・導入を行うためのソフトコンポーネント及びカウンターパート研修等の協力を期待したい。

#### 4-3 プロジェクトの妥当性

(1)「ア」国の27万人(全人口の3.5%)の身体障害者の現状はリハビリテーション施設の不足から現状の施設では外来患者、入院患者を含め年間約 800 人程度しかケアできない状態にあり、その改善はBHN(基礎生活分野)に沿うものであり、障害者の生活改善のために緊急的に求められているプロジェクトである。

(2)「ア」国政府は障害者に対するリハビリケアの現状を改善するため 1999 年5月大統領令により「国家リハビリテーション改善計画」を策定しているが、アルメニアとの紛争による影響から同国の経済状況は厳しい状況にあり、我が国に無償資金協力を要請した。

(3)「ア」国はソ連崩壊後の新たな国際情勢において地政学的に重要な位置を占めており、豊富な石油ガス資源の存在も我が国のエネルギー政策上重要である。また同国の民主化、市場経済導入の動きは ODA 大綱の観点から望ましいものであるため、同国が経済的な困難を克服して国造りを行えるよう、我が国は積極的に支援を行っている。

(4) 本プロジェクトは既存施設の整備並びにリハビリテーション事業の目的である「障害者の自立と社会への復帰」の達成に資するものである。

#### 4-4 結論

本プロジェクトは、前述のように多大な効果が期待されると同時に、本プロジェクトが身障者及びその家族のBHN(基礎生活分野)向上に寄与するものであることから、協力対象事業の一部に対して、我が国の無償資金協力を実施することの妥当性が確認される。さらに、本プロジェクトの運営・維持管理については調査時の先方の計画によれば相手国側体制は人員・資金ともに問題ないと考えられる。

【資 料】

## 調査団員氏名・所属

## 基本設計調査

総括	岩間 敏之	JICA 無償資金協力部業務第二課課長代理
技術参与	飛松 好子	東北大学大学院医学系研究科障害科学専攻 肢体不自由学分野 助教授
業務主任/リハビリ 体制整備計画	中島 達郎	ビンコー株式会社
機材計画	金子 佳宏	ビンコー株式会社
設備計画	小倉 茂	株式会社福永設計
積算/調達計画	梶原 崇裕	ビンコー株式会社
通訳	堀内 敏夫	ビンコー株式会社

## 基本設計概要説明調査

総括	戸塚 真治	JICA 無償資金協力部業務第二課課長代理
技術参与	飛松 好子	東北大学大学院医学系研究科障害科学専攻 肢体不自由学分野 助教授
業務主任/リハビリ 体制整備計画	中島 達郎	ビンコー株式会社
機材計画	金子 佳宏	ビンコー株式会社
積算/調達計画	梶原 崇裕	ビンコー株式会社
通訳	堀内 敏夫	ビンコー株式会社

## アゼルバイジャン国リハビリテーションセンター機材整備計画基本設計調査日程

1	総括(官ベース団員)岩間 敏之	10日
2	技術参与(官ベース団員)飛松好子	12日
A	業務主任/リハビリ体制整備計画(コンサル団員)中島達郎	28日
B	機材計画(コンサル団員)金子佳宏	28日
C	設備計画(コンサル団員)小倉茂	22日
D	積算/調達計画(コンサル団員)梶原崇裕	22日
E	ロシア語通訳(コンサル団員)堀内敏夫	28日

日順	月 日	曜日	内容	宿泊	調査団員							
					1	2	A	B	C	D	E	
1	9月29日	土	成田→ロンドン(BA008)13:05発～17:40着	ロンドン			○	○	○	○	○	○
2	9月30日	日	ロンドン→バクー(BA6723)14:00～23:25着	バクー			○	○	○	○	○	○
3	10月1日	月	午前: 在バクー日本大使館表敬 午後: 経済発展省表敬・労働社会保障省表敬	バクー			○	○	○	○	○	○
4	10月2日	火	共和国リハビリテーションセンター調査/小児リハビリテーションセンター建設現場調査	バクー			○	○	○	○	○	○
5	10月3日	水	社会復帰施設(サナトリウム)建設現場調査	バクー			○	○	○	○	○	○
6	10月4日	木	共和国リハビリテーションセンター調査	バクー			○	○	○	○	○	○
7	10月5日	金	共和国リハビリテーションセンター打合せ 保健省傘下類似リハビリ施設調査、労働省傘下補綴センター調査	バクー			○	○	○	○	○	○
8	10月6日	土	共和国リハビリテーションセンター打合せ	バクー			○	○	○	○	○	○
9	10月7日	日	フランクフルト(LH)→20:05 バクー着 団内会議、労働社会保障省打合せ	バクー		○						
10	10月8日	月	共和国リハビリテーションセンター、小児リハビリセンター、サナトリウム、保健省管轄小児リハビリセンター調査 代理店調査等調査	バクー			○	○	○	○	○	○
11	10月9日	火	東京→フランクフルト(LH)→共和国リハビリセンター調査 代理店調査等調査	バクー		○						○
12	10月10日	水	バクー着(6:25) 午前: 在バクー日本大使館/労働社会保障省表敬協議 午後: 養老院等訪問 共和国リハビリセンター調査 代理店調査等調査	バクー			○	○	○			○
13	10月11日	木	保健省傘下共和国病院見学、保健所見学、世界銀行協議 共和国リハビリセンター調査	バクー			○	○				○
14	10月12日	金	午前: 労働社会保障省協議、小児精神薄弱障害者施設訪問 午後: 保健省傘下小児/産科病院見学、共和国リハビリセンター調査 共和国リハビリセンター調査 輸送関連調査	バクー			○	○	○			○
15	10月13日	土	神経系疾患患者施設見学、団内会議 書類整理、団内会議	バクー			○	○	○			○
16	10月14日	日	団内会議	バクー			○	○	○	○	○	○
17	10月15日	月	労働社会保障省と協議/ミニッツ署名準備	バクー			○	○	○	○	○	○
18	10月16日	火	ミニッツ署名/大使館報告	バクー			○	○	○	○	○	○
19	10月17日	水	バクー(LH613/4:15)→フランクフルト(JL408/20:50)→共和国リハビリセンター調査、労働社会保障省次官と協議	機中泊 バクー		○	○					
20	10月18日	木	→成田(14:55)着 建築関連業者の調査	バクー		○	○					
21	10月19日	金	共和国リハビリテーションセンター仕様打合わせ バクー発(BA6724/10:30) →ロンドン(BA007/15:45)→	バクー 機中泊			○	○				○
22	10月20日	土	現地代理店及び保健省メンテナンスセンター調査 →成田着(11:30)	バクー			○	○				○
23	10月21日	日	団内会議	バクー			○	○				○
24	10月22日	月	共和国リハビリテーションセンター打合せ	バクー			○	○				○
25	10月23日	火	労働社会保障省と協議	バクー			○	○				○
26	10月24日	水	在バクー日本大使館報告	バクー			○	○				○
27	10月25日	木	バクー(BA6726/12:05) →ロンドン(BA007/15:45)→成田	機中泊			○	○				○
28	10月26日	金	成田着(11:30)				○	○				○

アゼルバイジャン国リハビリテーションセンター機材整備計画基本設計調査概要説明日程

1	総括 (官ベース団員) 戸塚真治	11日
2	技術参与 (官ベース団員) 飛松好子	9日
A	業務主任/リハビリ体制整備計画 (コンサル団員) 中島達郎	21日
B	機材計画 (コンサル団員) 金子佳宏	21日
D	積算/調達計画 (コンサル団員) 梶原崇裕	21日
E	ロシア語通訳 (コンサル団員) 堀内敏夫	21日

日順	月 日	曜日	内容	宿泊	調査団員					
					1	2	A	B	D	E
1	1月9日	水	成田(JL407/13:30)→フランクフルト(17:35) 成田(LH711/10:50)→フランクフルト(14:45)	フランクフルト	○					
2	1月10日	木	フランクフルト(LH612/14:10)→バクー(21:35)	バクー	○	○	○	○	○	○
3	1月11日	金	午前:在バクー日本大使館、労働社会保障省表敬、打合せ 午後:首相府表敬	バクー	○	○	○	○	○	○
4	1月12日	土	共和国リハビリテーションセンター協議 成田(JL407/13:30)→フランクフルト(17:35)	バクー	○	○	○	○	○	○
5	1月13日	日	資料整理 フランクフルト(LH612/14:10)→バクー(21:35)	バクー	○	○	○	○	○	○
6	1月14日	月	共和国リハビリテーションセンター協議	バクー	○	○	○	○	○	○
7	1月15日	火	労働社会保障省ミニッツ協議	バクー	○	○	○	○	○	○
8	1月16日	水	午前:共和国リハビリテーションセンター協議 午後:ミニッツ署名	バクー	○	○	○	○	○	○
9	1月17日	木	日本大使館報告、技術参与セミナー	バクー	○	○	○	○	○	○
10	1月18日	金	バクー(BA6726/10:50)→(13:05)ロンドン(JL402/19:00)→ ソフトコンポーネント関連調査	機中泊 バクー	○	○	○	○	○	○
11	1月19日	土	→成田(15:45) バクー(BA6728/9:40)→(11:55)ロンドン(BA007/14:10)→ サイト調査	機中泊 バクー	○	○	○	○	○	○
12	1月20日	日	資料整理 →成田(11:00)	バクー	○	○	○	○	○	○
13	1月21日	月	共和国リハビリテーションセンター協議 現地代理店調査	バクー	○	○	○	○	○	○
14	1月22日	火	共和国リハビリテーションセンター協議	バクー	○	○	○	○	○	○
15	1月23日	水	共和国リハビリテーションセンター協議、労働社会保障省報告 現地代理店調査	バクー	○	○	○	○	○	○
16	1月24日	木	共和国リハビリテーションセンター協議	バクー	○	○	○	○	○	○
17	1月25日	金	労働社会保障省、日本大使館報告	バクー	○	○	○	○	○	○
18	1月26日	土	補足調査	バクー	○	○	○	○	○	○
19	1月27日	日	バクー発(BA6726/17:00)→(19:00)	ロンドン	○	○	○	○	○	○
20	1月28日	月	ロンドン(VS900/13:00)→	機中泊	○	○	○	○	○	○
21	1月29日	火	成田着(10:00)		○	○	○	○	○	○